

ねんきん特別便ならNPO税法労務協会へ

ねんきん特別便とは…

ねんきん特別便は、名寄せをした結果、記録に結びつく可能性がある人にはそのことを通知し、これまでの加入履歴を知らせ、その内容の確認を勧め、また、他のすべての受給者や加入者には、加入履歴を送ることで、その内容の確認をできるようにします。マスコミ等で取り上げられている「宙に浮いた年金5000万件」とは、未統合記録・未処理の年金記録ことであり、その内訳は60歳以上が、2880万件、60歳未満が2215万件となっています。

5000万件の未統合記録・未処理記録は「名寄せ」を行い、その結果、記録が結びつくと思われる場合は、その記録が結びつくと思われる人に「ねんきん特別便」を送付し、加入履歴を確認するよう呼びかけます。本人確認後は、社会保険事務所が、その内容を調査・確認し、その結果、基礎年金番号に結びつく場合は、その人の年金の加入記録を訂正したり、実際の年金額を変更していきます。



名寄せとは…

名寄せとは、60歳以上2880万件を現に年金を受けている人のデータ3000万人と、60歳未満2215万件はこれから年金を受け取る人（被保険者）のデータ7000万人と突き合わせをする作業のことをいいます。具体的には、生年月日、氏名等の読み方を広げ、端末で同一人の可能性のあるデータを抽出する作業になります。名寄せによって同一人の可能性がある人には、「ねんきん特別便」として、加入履歴を通知し、データの確認を勧めます。



ねんきん特別便が送られてきたら…

自分の今までの公的年金制度の加入記録や納付状況を確認します。確認すべき点は下記の通りです。

- | | |
|---------------|----------------------|
| * 国民年金の記録がある人 | * 厚生年金保険・船員保険の記録がある人 |
| * 資格取得年月日 | * 資格取得年月日 |
| * 資格喪失年月日 | * 資格喪失年月日 |
| * 保険料の納付状況等 | * 事業所名称 |

加入記録や納付状況を確認した結果、内容に訂正がない場合は、「確認はがき」の訂正がないにをつけ、返送（回答）します。一方、加入記録や納付状況を確認した結果、内容に訂正がある場合は「年金記録照会票」に間違っていると思われるところ、正しい記録を記入し、年金証書とともに送付（回答）します。このとき、訂正が無い場合は、確認完了となり、訂正がある場合は、その後、社会保険事務所による調査・確認となります。調査・確認の結果、記録に結びついた場合は、その人の年金の加入記録の訂正や年金額の変更となります。



しかし…
自分でできますか？
もし記録がなかつたらどうしますか？

ねんきん特別便の問題点…

ねんきん特別便は、どの部分のどの期間の記録が抜けているのか、どの会社の記録がないのか、また、給与を示す標準報酬は、記載されていません。加入履歴を本人が確認し、それを見て回答することになります。そのため、社会保険庁のデータと照合した結果、場合によっては、年金記録の訂正、年金額の改訂に繋がらないこともあります。しかも、ねんきん特別便には未統合記録、過去の給与を示す標準報酬は一切記載されません。

また、記入(回答)した内容と社会保険事務所のデータに違いがある場合、社会保険事務所の調査・確認の結果、記録に結びつかない場合があります。この場合は、年金額の改訂や記録の訂正になりません。社会保険事務所の調査・確認の結果、記録に結びつかない場合で、再調査を希望する場合は、総務省管轄の「年金記録確認第三者委員会」へ申し立てことになります。年金記録確認第三者委員会は、申立人の視点で再調査し、公正な立場で専門委員が一件一件、事案を検討し、協議します。

その結果、申立内容が認められれば、総務大臣によるあっせんとなり、年金加入記録の訂正や年金額の改訂が行われることになります。なお、申立は厚生労働省管轄の社会保険事務所で受付、総務省へ回送されることで行います。

NPO税法労務協会へおまかせ下さい

NPO税法労務協会は、市民や企業を支えていくために、弁護士・税理士・公認会計士・司法書士・行政書士・社会保険労務士・中小企業診断士・弁理士・不動産鑑定士等の専門家により組織された協会です。

ねんきん特別便手続代行・・・52500円(税込)

下記の料金はお問い合わせ下さい

年金記録確認第三者委員会申立手続

年金の裁定請求手続

埋葬料の請求、遺族給付裁定請求手続

ねんきん特別便ホットライン
03-5953-3161



まずは、お電話ください。お電話で何点かご質問・ご確認させていただきます。

その内容を元に、お手続きをさせていただくことが可能か回答申し上げます。

この手続代行サービスは、年金記録の訂正、年金額の改訂をお約束するものではありません。

特定非営利活動(NPO)法人 税法労務協会

事務局 〒171-0022 東京都豊島区南池袋2-10-3 2F

ホットライン: 03-5953-3161 (月曜日~金曜日・午前10時~午後5時)